

【論点6－1】

事業成長担保権設定者の管理処分権限について、「本日討議いただきたい事項」p12の整理（通常の事業活動の範囲内において、財産の処分をする権限を有し、当該範囲を超える取引についても、事業成長担保権者の同意がある場合には有効）とすることについて、どのように考えるか。

【論点6－2】

事業成長担保権設定者による権限外の取引が行われた場合（通常の事業活動の範囲外かつ、事業成長担保権者の同意もない場合）について、取引の相手方の信頼を保護するための規定を「本日討議いただきたい事項」p12-13の整理（通常の事業活動の範囲を超え、取引であること、又は事業成長担保権者の同意のないことについて善意である第三者には、事業成長担保権設定者及び担保権者は取引が無効であることを対抗できない）とすることについて、どのように考えるか。

【論点7】

担保目的財産に対して強制執行又は後順位の担保権の実行等がされた場合に、事業成長担保権者が行使できる権利を「本日討議いただきたい事項」p14のように整理することについて、どのように考えるか。

【論点8－1】

事業成長担保権の裁判上の実行手続について、「本日討議いただきたい事項」p15-17(i)～(iv)のような考え方にに基づき設計することについて、どのように考えるか。

【論点8－2】

「本日討議いただきたい事項」p18(v)の整理に基づき、簡易な実行手続を設けることについて、どのように考えるか。

本日討議いただきたい事項の論点一覧（第2回）

【論点9－1】

「本日討議いただきたい事項」 p19-20(i)～(iii)の整理のように、事業成長担保権の被担保債権に先立って、随時に弁済が認められる債権を規定することについて、どのように考えるか。

【論点9－2】

「本日討議いただきたい事項」 p20(iv)に記載されている共益の費用とならない債権の取扱いについて、どのように考えるか。

【論点10－1】

事業成長担保権について、破産手続や民事再生手続、会社更生手続との関係において、「本日討議いただきたい事項」 p21-23のとおり、別除権又は更生担保権とすることについて、どのように考えるか。

【論点10－2】

事業成長担保権の実行手続と破産手続及び民事再生手続の関係について、「本日討議いただきたい事項」 p21-23の整理とすることについて、どのように考えるか。

【論点10－3】

会社更生手続におけるDIPファイナンスとして共益債権となるもの（会社更生法第127条第2号、第5号）について、「本日討議いただきたい事項」 p24の整理とすることについて、どのように考えるか。